

八王子市介護支援専門員研修会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市介護保険課（以下「市」と言う。）が行う研修の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 介護支援専門員、主任介護支援専門員及び地域包括支援センター職員（以下「介護支援専門員等」という。）に対して、ケアマネジメント業務を行ううえで必要な知識と技術を基礎的内容から、より専門的な内容まで段階的に受講することが出来るよう研修体系を構築し、継続的な受講機会を提供することで、介護支援専門員等が、行うケアマネジメントの質の向上を図る。

(介護支援専門員等の責務)

第3条 介護支援専門員等は、業務に必要な情報を自ら積極的に収集するとともに自己研鑽に不断の取組みをしなければならない。

(保険者の責務)

第4条 市は、介護支援専門員等に対し情報提供及び研修（以下「研修等」という。）を行うことにより、介護支援専門員等の資質の向上を図らなければならない。

2 前項に規定する研修等は、主として介護支援専門員等に有用な情報の提供等を行うとともに専門的な知識の取得や技能の向上を図る機会を提供するものとする。

(対象)

第5条 前条に掲げる研修等の対象は、原則として八王子市地域包括支援センター職員、八王子市をサービス提供地域とする介護支援事業所及び介護保険施設等（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護）に所属する介護支援専門員等とする。

(研修等の実施)

第6条 第4条に規定する研修等は市が実施する。

2 前1項に規定する研修等の実施にあたり、開催時期等についてはあらかじめ年間予定を示すものとする。

(関係団体との連携)

第7条 本事業の実施にあたっては、八王子市地域包括支援センター及び関係団体等と協力連携して実施するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は別に定めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。